ニ　特定少額短期保険業者が連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書（特定少額短期保険業者が相互会社である場合には、連結基金等変動計算書）について金融商品取引法第百九十三条の二の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨

四　［略］

2　［略］

（少額短期保険持株会社の子会社に係る承認の申請）

第二百十一条の七十九　［略］

2　法第二百七十二条の三十九第二項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　［略］

二　当該少額短期保険持株会社及びその子会社に関する次に掲げる書類

イ　当該少額短期保険持株会社及びその子会社につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書類を含む。）その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

［ロ・ハ　略］

三　［略］

3　［略］

（少額短期保険持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧）

第二百十一条の八十二　法第二百七十二条の四十第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

［一・二　略］

三　少額短期保険持株会社及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

イ　［略］

ロ　直近の三連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項

(1)　経常収益又はこれに相当するもの

(2)　経常利益若しくは経常損失又はこれらに相当するもの

(3)～(6)　略

四　少額短期保険持株会社及びその子会社等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ　連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書（これらに類する事項を含む。ホにおいて同じ。）

［ロ・ハ　略］

ニ　連結財務諸表規則第十五条の二第一項に規定するセグメント情報又はこれに相当するもの

ホ　少額短期保険持株会社が連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について金融商品取引法第百九十三条の二の規定に基づき公認会計士又は監査法人の証明を受けている場合には、その旨

五　［略］

六　特例企業会計基準等適用法人等にあっては、その採用する企業会計の基準

［2～4　略］

ニ　特定少額短期保険業者が連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書（特定少額短期保険業者が相互会社である場合には、連結基金等変動計算書）について金融商品取引法第百九十三条の二の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨

四　［同上］

2　［同上］

（少額短期保険持株会社の子会社に係る承認の申請）

第二百十一条の七十九　［同上］

2　［同上］

一　［同上］

二　［同上］

イ　当該少額短期保険持株会社及びその子会社につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

［ロ・ハ　同上］

三　［同上］

3　［同上］

（少額短期保険持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧）

第二百十一条の八十二　［同上］

［一・二　同上］

三　［同上］

イ　［同上］

ロ　［同上］

(1)　経常収益

(2)　経常利益又は経常損失

(3)～(6)　同上］

四　［同上］

イ　連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書

［ロ・ハ　同上］

ニ　少額短期保険持株会社及びその子法人等が二以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額（以下この号において「経常収益等」という。）として算出したもの（各経常収益等の総額に占める割合が少ない場合を除く。）

ホ　少額短期保険持株会社が連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について金融商品取引法第百九十三条の二の規定に基づき公認会計士又は監査法人の証明を受けている場合にはその旨

五　［同上］

［号を加える。］

［2～4　同上］